

「年金切り下げ違憲訴訟」で札幌高裁の控訴審の勝利を！

年金裁判を支援する会ニュース NO,45

2021年6月11日 事務局 全日本年金者組合北海道本部
北海道年金裁判を支援する会

札幌高裁第3回口頭弁論 6月9日 午後2時より開催

原告5人の本人尋問がおこなわれました。

私たちが裁判所に強く要望していた証人調べで、申請通り原告6人が認められ(一人は都合で欠席)、5人が出廷しました。

まず、総括証人として渡部務氏が45分、大槌甫之氏、栗山弥寿男氏、小椋憲治氏、高木富久美氏が各15分証言して、特例水準切り捨てによる生活実態、減額の政策の誤り、マクロ経済スライド等による年金抑制の仕組み等について、明らかにするとともに、処分の取り消しを求めました。

特に、完全物価スライド制から物価、賃金の変動率の低い方を採用して、年金額を決定する仕組みで物価と年金額に乖離が生じたこと。マクロ経済スライドで調整すること、年金カット法でさらに年金額を抑制する仕組み、特例水準2.5%の削減など、年金を上げない仕組みが、高齢者の生活を苦しいものになっている現状、特例水準を切り下げた平成25年は、不景気のドン底にあり、連続する賃金の切り下げ、年金の引き下げ、公共料金、社会保険料の引き上げ、消費税の5%から8%へ、高齢者の医療費窓口負担を70歳から74歳を2割負担にしたこと、など、年金を切り下げる状況になかった事、しかも、国会審議は衆議院の解散のどさくさで衆議院厚生労働委員会は3時間、参議院でも2時間の審議しかされず、しかも、年金者や該当者への意見聴取、調査、バブコメ等も無くなされた経過の問題を明らかにして、裁判所には憲法に即し、司法の独立、違憲審査権の立場で、国の主張に忖度されず、公正な判決を求め、特例水準の切り下げ処分の取り消しをするよう強く訴えました。

裁判所から香取照幸氏の証人出廷を求める

前回の口頭弁論の際に、香取氏の不出頭を強く抗議し、再度出廷を要望していましたが、この日、証人尋問が終了した後、裁判長から、香取氏が授業の無い日なら出頭できるとの返事があったことから、期日を指定して証人尋問をすることになりました。私たちの粘り強い要求が裁判所を動かしました。このことは、更に審議を進めること、則結審ではないことも意味します。

支援する会、年金者組合は、これらの状況をチラシにして、多くの方に知らせ、法廷内外の運動を広めます。

第4回 口頭弁論は、8月2日(月) 午後14時から
香取照幸氏の証人尋問が有ります。

▲ ~~コロナの関係から、傍聴者が制限されています。また、報告集会はできません。~~